

## 一般社団法人シルバーサービス振興会役員報酬規程

### (総則)

第1条 一般社団法人シルバーサービス振興会（以下「振興会」という。）定款第27条第1項の規程及び振興会定款施行細則第3条の規定に基づき、役員に対する報酬等の額及びその支払いについては、この規程に定めるところによる。

### (用語の定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款21条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、前号に定める役員のうち、振興会を主たる勤務場所とし、週3日以上振興会の業務に従事する理事をいう。
- (3) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第89条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区別されるものとする。
- (4) 費用とは、交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬等と明確に区別されるものとする。

### (報酬等の額)

第3条 常勤役員の報酬等の額は、当該理事の就任時の職歴、経験等を勘案し、上限1400万円の範囲内で理事会で定めるものとする。

なお、報酬額の支給については、当該役員の申し出により職員の給与支給月に準じた取扱いができるものとする。

- 2 会員企業に所属する役員以外の非常勤役員が振興会事務所に来所して業務に対する助言・指導、打合せ等の業務を行った場合及び理事会に出席した際の報酬額は1回あたり21,800円の定額とする。

### (新たに常勤役員となった者の報酬等)

第4条 月の初日以外の日において新たに任命された常勤役員に支払う当該月の額は、報酬額を日割りにした額に、任命後の当該月の休日以外の日の数を乗じて得た額とする。

(常勤役員でなくなった者の報酬等)

第5条 常勤役員が退職し、解雇され、又は死亡したときに支払う額は、前条の規定に準じて算出した額を支払う。

(常勤役員の退職金)

第6条 常勤の役員が退職した場合は退職金を支払うことができる。  
退職金の支払いに関して必要な事項は、総会の決議を経て理事長が別に定める。

(端数の処理)

第7条 この規程に定めるところによる報酬計算において生じた円未満の端数の処理については、これを切り捨てるものとする。

(費用)

第8条 振興会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、給与規程に準ずる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の変改廃は、総会の決議を経て行うことができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)

第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。